

静岡市報

号 外
静岡市葵区追手町 5 番 1 号
発行所 静岡市役所
編集兼発行人 静岡市長
発行日 毎月 1 日

目 次

- 監査公表**
- 監査結果に基づいた措置状況（平成17年度第3回定期監査）…………… 1
 - 平成19年度定期監査等（学校監査）の結果…………… 2

監 査 公 表

監 査 公 表

静岡市監査公表第5号

地方自治法第199条第12項の規定により、措置を講じた旨の通知があったので、これを公表する。

平成19年12月10日

静岡市監査委員	海 野 洋
同	戸 谷 雄 一
同	田 中 敬 五
同	青 木 一 男

記

指 摘 事 項 等	措 置 の 状 況
<p>・市営住宅駐車場使用料について</p> <p>一部の駐車場使用料徴収に関し、条例、規則の規定に一部不備が見受けられたので、早急に是正措置を講じられたい。</p> <p>(平成17年度第3回定期監査)</p>	<p>[都市局建築部住宅課]</p> <p>駐車場使用料の徴収に関し、一部不備の指摘を受けた市営住宅管理条例については、平成18年2月定例会において改正するとともに、規則についても是正を図りました。</p> <p>(平成19年10月31日 報告)</p>

監 査 公 表

静岡市監査公表第6号

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定による監査を行った結果は、次のとおりである。

同条第9項の規定により、これを公表する。

平成19年12月10日

静岡市監査委員 海 野 洋
同 戸 谷 雄 一
同 田 中 敬 五
同 青 木 一 男

記

監査の種別	定期監査等（学校監査）
監査の対象	市立の小学校、中学校、幼稚園から抽出した学校及び幼稚園
監査の範囲	平成19年度（平成19年4月1日～8月31日）における事務事業の執行
監査の方法	1 監査委員事務局職員による提出書類監査 抽出した小学校28校、中学校14校、幼稚園4園を対象として実施 2 監査委員事務局職員による学校での帳票簿冊等の実査 1のうち小学校4校、中学校3校、幼稚園1園を抽出して実施 3 監査委員による本監査及び学校施設の調査 2のうち小学校1校、中学校1校を対象として実施
監査の結果	各学校・園における事務事業の執行について、関係書類の監査及び現地調査した結果、おおむね適正に処理されているものと認められた。 なお、改善が望まれる軽易な事項については、別途指導した。

監査の期日

対 象	提出書類監査	学校・園での監査等
<提出書類監査> 番町、新通、安西、井宮、井宮北、安倍口、美和、足久保、伝馬町、葵、横内、安東、竜南、城北、千代田、千代田東、北沼上、麻機、西奈、西奈南、賤機南、賤機中、賤機北、松野、大河内、梅ヶ島、玉川、井川 以上 小学校28校 籠上、末広、美和、城内、安東、東、西奈、観山、竜爪、賤機、大河内、梅ヶ島、玉川、井川 以上 中学校14校 安東、井川、西奈、安倍口 以上 幼稚園 4 園 計 42校 4 園	9月14日) 10月31日	
<学校での帳票簿冊等の実査> 新通、井宮、美和、城北 以上 小学校 4 校 末広、西奈、賤機 以上 中学校 3 校 安東 以上 幼稚園 1 園 計 7 校 1 園		10月 4 日) 10月 5 日
<本監査及び学校施設の調査> 城北小、西奈中 計 2 校		10月31日

1 学校施設の目的外使用許可等の状況

学校施設の目的外使用許可及び一時的使用承認の状況は、次のとおりである。

目的外使用許可（2日以内の使用）				一時的使用承認	
社会教育的行事	公共団体行事	その他	計	(2日以内の使用)	
件 人	件 人	件 人	件 人	件 人	件 人
40 2,777	8 4,580	72 7,106	120 14,463	19	2,644

提出書類に基づく学校長許可に係る 2 日以内の学校施設の目的外使用許可件数は120 件で、この内訳は、社会教育的行事40件、公共団体行事 8 件、その他72件となっていた。

また、市主催行事への一時的使用の承認のうち、学校長許可に係る 2 日以内のものは19件であった。これらの事務処理について、学校・園において抽出監査したところ、申請書の起案日及び決裁日の記載について、一部誤りが見受けられたが、おおむね適正に処理されているものと認められた。

2 郵券の受払状況

教育委員会事務局から各校・園へ交付された郵券の受払状況は、次のとおりである。

(単位 枚)

区 分	ハガキ	切 手	計
繰越累計 (A)	982	8,088	9,070
受入累計 (B)	181	10,122	10,303
払出累計 (C)	29	4,672	4,701
8 月末残 (A + B - C)	1,134	13,538	14,672

郵券及び受払簿の取扱いについて、学校・園において抽出監査したところ、適正に処理されているものと認められた。

なお、数年に渡り使用が見られず、使用予定の無いハガキや切手については、教育委員会事務局へ返納し、必要とする学校・園に再払出をするなど、その活用に努められたい。

3 備品の管理状況

各学校で使用されている今年度購入または過去に登録された備品について、管理状況を抽出監査したところ、おおむね適正に処理されているものと認められた。

なお、過去に登録済の備品について、一部備品票が貼付されていないものが見受けられたので、適正な管理に努められたい。

4 施設及び薬品類等の安全管理状況

器具等の安全対策の状況について、7 校 1 園において監査した結果は、次のとおりである。

- (1) サッカーゴール、移動式防球ネット、その他遊具等については、全校において鉄製の錘、鉄筋杭、土嚢等で固定し、また、使用しないものについては正対させ鎖で固定する等の転倒防止対策が実施されていた。

(2) 防火シャッターは、自動感知式を除き、手動開閉装置式のものについては、おおむね操作スイッチの蓋に鍵等を付けたり、注意喚起の張り紙による、いたずらなどの事故防止対策を実施していた。

なお、防火シャッターの周囲についても整理されており問題は見られなかったが、一部注意喚起等の事故防止対策が十分ではない学校も見られたので、安全管理を徹底されたい。

(3) テレビ及びキャビネットなどは、おおむね固定式バンド、固定金具によるボルト止め等により転倒防止対策を実施していたが、一部理科準備室内の書類保管庫に転倒防止策のないものがあつたので、早急に改善されたい。

(4) 施設の鍵の管理については、牛乳配達業者に貸し出している給食室の鍵や施設利用のために貸し出している鍵において、鍵貸出簿を作成していない学校が見られたので、安全管理上、貸出簿等を作成し適正な管理に努められたい。

(5) 薬品等の管理については、施錠できる理科準備室に鍵のかかる薬品庫を設け保管していたが、薬品庫のラベルが古く表示が不明確のものが見られたので、改善されたい。

5 施設等の修繕に係る状況

提出資料に基づく校舎、施設等の補修、改修を必要とする箇所（内示予算で対応できないもの）は、42校4園のうち33校3園で70か所となっており、その主な申し出は次のとおりである。

(1) 安全面については、経年劣化した窓ガラス飛散防止フィルムの張替、屋上プール通路の転落防止、教室の吊下げ型蛍光灯取替、防球ネットの不作動修理、避難用器具の老朽化による取替、格技場屋根のスレート剥がれによる飛散修理、校庭周りのフェンス破損修理等。

(2) 健康・衛生面については、老朽化した水道管の改修、プール循環器及び濾過機の修繕、老朽化によるトイレの水漏れ修繕、家庭科室調理台の改修等。

(3) 施設管理面については、校舎の雨漏り修繕、校舎壁面の塗装剥がれやタイル剥がれ修繕、防災対策のための強化ガラスへの取替、教室の扉の歪み修繕、庇のひび割れ修理、プール底面の塗装剥がれ修繕、屋上プール日よけの増設、グラウンドの整備や砂の補充、校地側溝の整備等。

これらは、大掛かりな修繕が必要になるものもあり、各学校・園で対応出来ないものも多くみられるうえ、中には児童、生徒の安全・衛生面などに深く関わるものもあると考えられるので計画的に、また、内容によっては早急に改善されるよう要望する。

6 個人情報保護の管理状況

児童・生徒などの個人情報保護及び情報セキュリティの状況について、7校1園において監査した主な結果は、次のとおりである。

- (1) 今年度から配備された校務用パソコンの取扱いについて、未使用時には施錠できる専用の保管庫に、USBなどの外部記録媒体及び電子データ以外の重要書類と併せて保管されていた。また、保管庫の鍵は主に教頭が管理し、保管庫の開閉の際には教頭の許可を得て実施していた。
- (2) 個人情報流出などの防止のため、外部とのネットワークは接続されておらず、インターネット等の使用は特定のパソコンにおいてのみ使用可能となっていた。また、個人情報等のデータの保存、管理については、各学校に専用サーバーを設置し、集中管理していた。
- (3) 業務上、止むを得ず個人情報を外部へ持ち出す場合、「個人情報借出簿」により学校長又は園長の許可を得て持ち出し、返却等を実施していた。

以上、個人情報の保護及び情報セキュリティの状況については、「静岡市立学校（園）情報セキュリティポリシー」に基づき、各学校において定める「静岡市立学校（園）情報セキュリティ実施手順」により、おおむね適正に管理されているものと認められたが、一部私物パソコンが使用されている学校も見受けられたので、適正に管理されたい。

個人情報の紛失等情報漏えい事件は依然として無くならない状況にあるため、情報セキュリティについては職員一人一人がそれらの内容を十分理解し、遵守するよう努めるとともに、より一層の情報管理意識の浸透を図るよう努められたい。

7 学校給食の管理状況

学校給食については、一部の小・中学校及び幼稚園を除き、センター方式の学校給食を実施していた。抽出した7校1園について、学校長等による検食の実施及び記録簿、牛乳・パン等の受領簿及び2週間の冷凍保存を監査したところ、おおむね適正に管理されているものと認められたが、一部検食記録の記載漏れや押印漏れなど、管理に不十分な点もみられたので、「学校給食衛生管理の基準」に従い、検食等の適正な実施を徹底されたい。

8 防犯・交通安全対策の状況

防犯や交通安全対策等の状況について、7校1園において監査した結果は、次のとおりである。

学校及び園内への外部からの侵入者対策としては、教育委員会作成の「不審者対応マ

ニュアル」に基づく門扉の閉鎖、職員の防犯ホイッスル携帯、来校者の記録と名札等の着用、ネットランチャー、サスマタ等の防犯器具の設置、地元交番やボランティアとの情報交換、職員や児童・生徒による不審者侵入対応訓練及び職員の研修等を実施していた。

また、登下校時の不審者対策や交通安全対策については、教育委員会が実施している不審者情報のメール配信や警察OBであるスクールガードリーダーの地域への派遣等の利用とともに、町内会やPTA、防犯協会による「子どもひなん所」「子ども110番の家」等の協力や「みまもり隊」等による登下校時における安全指導や声かけ運動など、地域ぐるみの活動が積極的に実施されるようになってきていた。

今回抽出した46校・園から提出された定期監査資料において、「不審者に対する不安」19件、「交通安全対策の必要性」11件などが課題事項として挙げられており、現場の不安の解消には至っていないので、今後も関係機関や町内会等との連携を密にして、児童・生徒の安全確保に努められるよう要望する。

9 むすび

今回の監査では、施設の安全管理や個人情報の管理において、教育委員会の規定、要綱等の徹底により、おおむね適正に実施されているものと確認できたが、今後も、より一層適正な管理に努められたい。

特に、個人情報保護については「静岡市立学校（園）情報セキュリティポリシー」に基づく厳正な管理により、情報漏えい等の事故防止に努めるとともに、平成19年10月1日から全面禁止となった私物パソコンの使用が一部で確認されたので、使用禁止の徹底と校務用パソコンの適正な配備に努められたい。

また、給食の検食については、形式的に実施するのではなく、検食の重要性を十分認識し、安全な給食の管理に努められたい。

近年では、ITの急速な普及によるインターネットを悪用した犯罪やいじめをはじめ、複雑化する家庭環境などから起こる不登校等、教師、児童・生徒を取り巻く環境は年々厳しさを増しており、一層きめ細やかな対応が求められるので、今後もスクールカウンセラーや教育相談員事業の効果的な活用を図るとともに、保護者、地域、学校が一体となって安心で安全な教育環境の整備に努められるよう強く要望する。

最後に、各学校・園を所管する教育委員会への意見として、施設修繕の要望に対しては、児童・生徒への安全性や衛生面を最優先し、予算の見直しを含め、緊急性、重要性を適切に判断し対応されるよう要望する。